

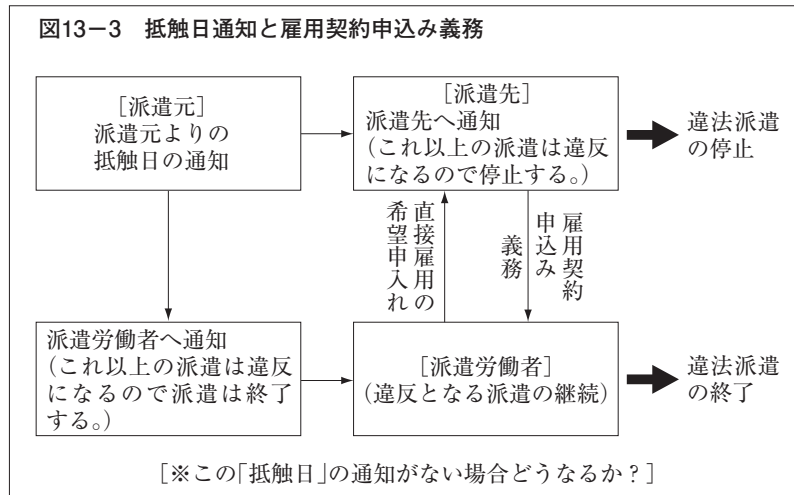
のとして用いられることが多いもので「速やかに」とは、同じく時間的近接性を示す「直ちに」、「遅滞なく」に比し中程度の近接性を求めるもので、「できるだけ」、「できる限り」などを付けて又はそのまま訓示的な意味で用いられるとされている。

このような法令用語上の区分から、「遅滞なく雇用」とは、一定の期間の許容をもちながらも時間的に近接して行うべきことを求めているといえる。

三 三年以内の「派遣期間制限業務」の抵触日通知後使用継続の場合の雇用申込み義務

1 一般的派遣業務の場合の雇用契約申込み義務

第二は、一般的派遣業務（いわゆる自由化業務）で、平成一六年三月一日施行の法改正で派遣期間の延長を認められた、①一年を超えて三年以内の派遣期間を定め派遣契約をした場合（この場合には過半数加入組合等の意見を聴く必要がある）、②一年の派遣期間の場合、という二つの「派遣可能期間」の期間経過後の継続使用（法違反となる派遣受入の継続）についての派遣先の雇用契約申込み義務である。いずれの場合も各「派遣可能期間」を経過して、それ以降派遣の役務の受入れを継続すると派遣期間の定め抵触することとなる場合である。この場合には、「派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。」（第三十五条の二第一項）として派遣元には罰則（第六十一条第三号）をもつて派遣停止義務が課せられている。そこで、派遣元には派遣期間の制限遵守のために、その派遣契約について抵触することとなる最初の日（抵触日）をまず派遣契約前



に派遣先から派遣元に通知し、さらに派遣可能期間の終了が近づいてきて、派遣期間が終了する直前に至ったときは、「派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日の一月前の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。」（法第三十五条の二第二項）と定めた。

そして、「派遣先は、第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続して第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた派遣労働者を使用しようとするときは、当該抵触することとなる最初の日の前日までに、当該派遣労働者であつて当該派遣先に雇用されることを希望するものに対し、雇用契約の申込みをしなければならない。」（法第四〇条の四）と派遣先の雇用契約の申込み義務を規定した。

すなわち、前記の抵触日の通知を受けた派遣先が、なおその派遣労働者を引き続き使用しようとする場合には、抵触日の前日までに派遣労働者が派遣終了後は直接派遣先に雇用されたいとの希望